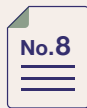


① 米国施政下にあった尖閣諸島



米国から日本に施政権が返還される沖縄に尖閣諸島が含まれることを示す合意議事録

米国との沖縄返還協定(合意された議事録)

1971年(昭和46年)6月17日

資料概要

1971年6月17日署名、1972年5月15日に発効した「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(略称:米国との沖縄返還協定)付属の合意議事録。

この合意議事録に、米国から日本に施政権が返還される沖縄の範囲が示され、米国民政府布告第27号(琉球列島の地理的境界:→No.5)に示されている範囲が返還対象とされ、尖閣諸島が含まれた。

内容見本

米国との沖縄返還協定

合意された議事録

日本国政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の交渉において到達した次の了解を記録する。

第一条に関し、

同条2に定義する領土は、日本国との平和条約第3条の規定に基づくアメリカ合衆国の施政の下にある領土であり、千九百五十三年十二月二十五日付けの民政府布告第二十七号に指定されているとおり、次の座標の各点を順次に結ぶ直線によつて囲まれる区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁である。

北緯二十八度東経百二十四度四十分

北緯二十四度東経百二十二度

北緯二十四度東経百三十三度

北緯二十七度東経百三十一度五十分

北緯二十七度東経百二十八度十八分

北緯二十八度東経百二十八度十八分

北緯二十七度東経百二十四度四十分

(略)

作成年月日	1971年(昭和46年)6月17日
編著者	-
発行者	-
収録誌	琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
言語	日本語・英語
媒体種別	ウェブサイト
公開有無	有
所蔵機関	外務省
利用方法	外務省条約データ検索で閲覧を行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

米国との沖縄返還協定

合意された議事録

日本国政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の交渉において到達した次の了解を記録する。

第一条に関し、

同条に定義する領土は、日本国との平和条約第三条の規定に基づくアメリカ合衆国の施政の下にある領土であり、千九百五十三年十二月二十五日付けの民政府布告第二十七号に指定されているとおり、次の座標の各点を順次に結ぶ直線によつて囲まれる区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁である。

北緯二十八度東経百二十四度四十分
 北緯二十四度東経百二十二度
 北緯二十四度東経百三十三度
 北緯二十七度東経百三十一度五十分
 北緯二十七度東経百二十八度十八分
 北緯二十八度東経百二十八度十八分
 北緯二十八度東経百二十四度四十分

第四条に関し、

1 アメリカ合衆国政府が同条の規定に従つて取り扱いかつ解決する日本国民（琉球諸島及び大東諸島の市町村を含む）

七九六

Agreed Minutes

The representatives of the Government of Japan and of the Government of the United States of America wish to record the following understanding reached during the negotiations for the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands, signed today:

Regarding Article I:

The territories defined in paragraph 2 of Article I are the territories under the administration of the United States of America under Article 3 of the Treaty of Peace with Japan, and are, as designated under Civil Administration Proclamation Number 27 of December 25, 1953, all of those islands, islets, atolls and rocks situated in an area bounded by the straight lines connecting the following coordinates in the listed order:

North Latitude	East Longitude
28 degrees	124 degrees 40 minutes
24 degrees	122 degrees
24 degrees	133 degrees
27 degrees	131 degrees 50 minutes
27 degrees	120 degrees 18 minutes
26 degrees	126 degrees 18 minutes
20 degrees	124 degrees 40 minutes

Regarding Article IV:

1. The claims of Japanese nationals including the municipalities of the Ryukyu Islands and